



戦没者等のご遺族の皆さんへ～第十二回特別弔慰金の支給

支給対象（戦没者等の死亡当時のご遺族）：

令和7年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、以下の順番による先順位のご遺族お一人に支給します。

1. 令和7年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係があったことなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
4. 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪など）
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係があった方に限ります。

支給内容：額面27万5千円、5年償還の記名国債（1年ごとに5万5千円）

※国債の償還金は、令和8年から毎年1回償還日（4月15日）以降に受け取ることができます。

※償還金の支払いを受ける場所は、請求手続きの際に、ご希望の郵便局等を指定していただきます。

請求期間：令和10年3月31日まで（期間を過ぎると請求できなくなりますので、ご注意ください）

請求窓口：北海道保健福祉部福祉局地域福祉課援護係 ☎011-231-4111（内線25-622）
福祉課福祉係 ☎21-2120

問合せ 福祉課 福祉係 ☎21-2120



人権擁護委員を紹介します

この度、町長が推薦し、法務大臣から以下の方々が委嘱されました。

芳賀 よう子 氏（再任） 山本 茂雄 氏（再任） 寺井 一哉 氏（再任） 岩井 育子 氏（新任）

人権擁護委員は、町民の皆さんからの様々な人権問題の相談に応じています。

いじめや体罰、家庭内の夫婦・親子問題、セクハラやパワハラ、外国人差別、その他日常生活の様々な問題でお困りの方はお気軽にご相談ください。

相談は無料で、秘密は固く守られます。

※余市町の人権擁護委員は、小樽人権擁護委員協議会に所属し、平日の常設相談や余市町内での特設相談（年4回予定）を行っています。

常設相談 ☎0134-23-3017（月～金曜日 9:00～16:00）

問合せ 福祉課 福祉係 ☎21-2120

相続登記の手続に関する
ご案内（ハンドブック）



相続登記の申請が義務付けられています

令和6年4月1日から、相続による不動産の取得を知ってから3年以内に相続登記の申請をすることが法律で義務付けられました。

正当な理由なく申請しない場合には10万円以下の過料が科される場合があります。

相続した土地・建物の相続登記は、早めに申請しましょう。

- ・ 制度に関する詳細は、法務省 相続登記  で検索
- ・ 個別の事案に関するご相談は、札幌司法書士会「相続登記相談センター」まで
☎011-211-6665（平日12:00～15:00）



▲ 不動産登記
推進イメージキャラクター
「トウキツネ」

問合せ 税務課 資産税係 ☎21-2115